

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人イエス団（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

2 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬総額は、次のとおりとする。

- ① 理事の年間報酬総額 勤務実態に即して支給する。但し原則として1任期ごとに評議員会の決議を経て決定する。
- ② 評議員の年間報酬総額 無報酬とする。
- ③ 役員等（監事を除く）の会議出席に係る報酬 無報酬とする。
- ④ 監事の年間報酬総額 勤務実態に即して支給する。但し原則として1任期ごとに評議員会の決議を経て決定する。
- ⑤ 会計監査人の年間報酬 1任期ごとに監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の会議出席に係る報酬は、理事会又は評議員会の開催日に支払うものとする。

る。

2 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月 10 日に支払うものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人が申し出た場合は通貨をもって本人に支給することができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2017年4月1日より実施する。